

令和3年12月27日
文部科学省
初等中等教育局教科書課

義務教育諸学校教科用図書検定基準等の改正に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準等の一部改正の案について、令和3年11月5日から令和3年12月6日までの期間、電子メール・郵便・FAXを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計15件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>○ 検定基準を改めようということ自体はありうる考えであるが、「適切な配慮」などという具体性に欠け、実質的に基準になっていない文言を基準に入れるのは良くないことである。</p> <p>「適切な配慮」とはいかなるものであるかを明確にしないまま基準に含めるのは避ける方がよい。資料は、一般に事実内容を正確に表すことを第一義として、それが中立に伝わるのがよいのであるが、児童・生徒が読み取りやすいように配慮して情報を歪めるようなことがあってはならない。</p>	<p>教科書検定制度は、教科書の著作・編集を民間にゆだねることにより、発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待しているものであることから、教科用図書検定基準においても、その趣旨を踏まえた表現を用いています。</p> <p>その上で、実際の運用においては、教科省図書検定調査審議会において、専門的・学術的な調査審議を行っております。</p>
<p>○ 基準等の改正にあたっては、十分に熟慮を重ね練られたうえで、遂行していただきたい。</p>	<p>今回の改正案は、文部科学大臣から教科用図書検定調査審議会に対し審議要請があった事項に対して提言された「教科書検定制度の改善について（報告）」（令和2年12月2日 教科用図書検定調査審議会）の内容を踏まえて改正を行うものです。</p> <p>教科用図書検定調査審議会は、それぞれの分野の専門家や教員などの委員で構成されており、複数の委員の視点から十分な審議を行っています。</p> <p>今後も基準等の改正にあたっては、十分な審議を踏まえ適切に行ってまいります。</p>
<p>○ その他改正部分以外の規定に関する御意見や国政全般への御意見</p>	<p>今回の改正と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>